

差押件数内訳

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
預貯金	299	348	464	453	598
保険契約	56	99	79	73	74
給与など	43	59	101	57	68
不動産	43	69	44	49	40
その他	62	70	87	29	30
合計	503	645	775	661	810

大阪府域地方税徴収機構

滞納処分を前提としているため、非常に高い徴収実績をあげている組織。守口市は、引き続き同機構に参加します。

4月に事前通知として引継予告書を送付していますが、それでも完納に至らなかった場合、同機構へ引き継ぎ、滞納整理を行います。

滞納は放置せず、必ず納付の相談を！

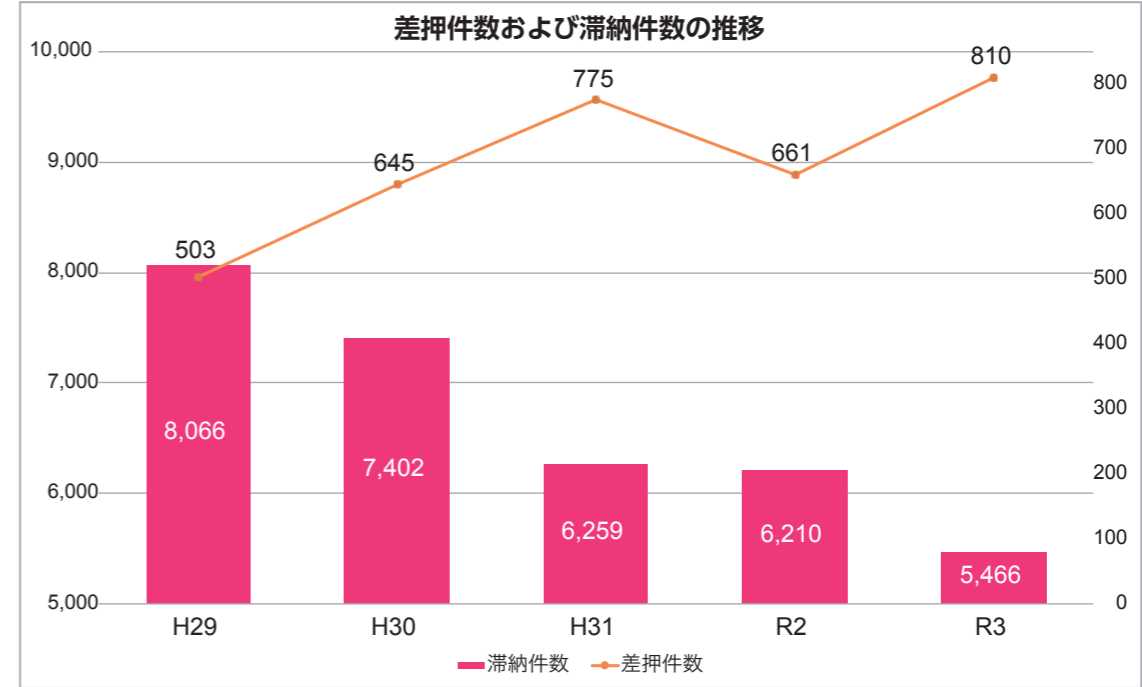
病気や失業などにより、市税の納付が困難なときこそ、放置せず、必ず納税課に納付の相談をしてください。

納付に関する相談がないまま、滞納の状態が続いていたり、分割納付が不履行になっていたりする場合、納付意思がないと判断し、滞納処分に進むことになります。



あなたは納税者ですか？ 滞納者ですか？

問納税課 TEL 06-6992-1852~1854



滞納者とは？
法律で定められた納期限内に市税を納付されていない人

市税の納付は が便利です！

- ★市・府民税 (特別徴収)
- ★法人市民税
- ★事業所税

自宅や職場のパソコンから！
の納付は
しかも手数料は無料！



令和5年度からは

エルキューアール
「eL-QR」



(2次元コード) でさらに進化！

詳細はeLTAX地方税ポータルシステムをご覧ください。



取扱税目拡大

市・府民税 (普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 (種別割) の納付書に「eL-Q R」が印刷されます。

eL-Q Rの利用でクレジットカードも使えます

注1) 納付書に印刷された「eL-Q R」の利用が必要です。

注2) クレジットカードで納付した場合の手数料は個人での負担となります。

※利用方法などについては3月以降、地方税お支払サイトなどのホームページでお知らせします。



地方税お支払サイト



各納期

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
軽自動車税	全期							
固定資産税・都市計画税	1期		2期		3期		4期	
市府民税 (普通徴収)		1期		2期		3期		4期

各月の月末が納期限※12月のみ25日

分割納付をされている人でも、法定納期限内での納付ではないため、区分としては滞納者となります。

差押しなければならない！

「滞納者の財産を差し押さえないといけない。」非常に強い言葉ですが、法律の条文で(地方税法第331条他)、徴税吏員は滞納者に財産があれば差押することを求められています。

あわせて、滞納者の財産を調査したり、住宅などを検索する権限(国税徴収法第141条や第142条)も与えられており、金融機関などへの預貯金の調査や、勤務先に対する給与照会、場合によっては滞納者の自宅などを検索することが可能です。いずれも裁判所の許可を得る必要のない、非常に強い権限を持っており、こうした法律の下、日々滞納整理を行っています。

タイヤロック

滞納処分として、車両を動かすことができないように、タイヤロックを行っています。(下写真)

